

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

天理市長 並 河 健

専決第7号

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）の公布に伴い、天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第46条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項

中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項を次のように改める。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3を削り、附則第15条の3の2を附則第15条の3とする。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、

「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第22条（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第23条（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第23条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第23条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第36条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、

第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の天理市税賦課徴収条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、な

お従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第36条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

専決第8号

専 決 処 分 書

予防接種法における特例臨時接種の期間が延長された新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するため、令和5年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

天理市長 並 河 健

令和5年度 天理市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,877,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月1日専決

天理市長

並 河 健

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,906,034	167,551	4,073,585
	1 国庫負担金	3,550,416	122,799	3,673,215
	2 国庫補助金	341,290	44,752	386,042
	歳入合計	26,710,000	167,551	26,877,551

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	3,394,979	167,551	3,562,530
	1 保健衛生費	672,862	167,551	840,413
	歳 出 合 計	26,710,000	167,551	26,877,551

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

1 5 款 国庫支出金 167,551千円
 1 項 国庫負担金 122,799千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費国庫負担金	0	122,799	122,799
計	3,550,416	122,799	3,673,215

1 5 款 国庫支出金 167,551千円
 2 項 国庫補助金 44,752千円

3 衛生費国庫補助金	5,352	44,752	50,104
計	341,290	44,752	386,042

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	千円 122,799	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 千円 122,799

1 保健衛生費補助金	44,752	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 44,752
------------	--------	----------------------------------

2 歳 出

4 款 衛生費

167,551千円

1 項 保健衛生費

167,551千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 264,929	千円 167,551	千円 432,480	千円 167,551	千円	千円	千円
				国庫支出金 167,551			
計	672,862	167,551	840,413	167,551	0	0	0

節		説 明	金額
区 分	金 額		
1 報酬	千円 1,625	会計年度任用職員報酬	千円 1,625
7 報償費	264	予防接種健康被害調査委員会委員報償費	264
8 旅費	49	費用弁償	49
10 需用費	4,477	消耗品費 印刷製本費 光熱水費	2,733 352 1,392
11 役務費	8,830	通信運搬費 手数料 保険料	7,018 1,612 200
12 委託料	151,822	新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託料 医師会等委託料 個別接種実施委託料 ワクチン移送委託料 医療廃棄物処理委託料 バス運行委託料 ワクチン接種業務に係る人材派遣委託料	5,225 3,295 119,504 18,000 84 110 5,604
13 使用料及び賃借料	484	新型コロナワクチン会場設営用品借上料	484

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	502 (636)	311,440	2,430,771	1,403,888
補正前	502 (635)	309,815	2,430,771	1,403,888
比 較	0 (1)	1,625		

※ () 内の数字は、会計年度任用職員の数に記載しているものである。

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	管理職 (千円)	住 居 (千円)	時間外 (千円)	宿日直 (千円)	通 勤 (千円)
	補正後	37,322	132,131	63,696	35,991	119,393	100	47,755
	補正前	37,322	132,131	63,696	35,991	119,393	100	47,755
	比 較							

内訳

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	502		1,792,723	1,198,315
補正前	502		1,792,723	1,198,315
比 較				

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	管理職 (千円)	住 居 (千円)	時間外 (千円)	宿日直 (千円)	通 勤 (千円)
	補正後	37,322	112,999	63,696	35,991	116,093	100	34,069
	補正前	37,322	112,999	63,696	35,991	116,093	100	34,069
	比 較							

明 細 書

計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
4,146,099	790,426	4,936,525	
4,144,474	790,426	4,934,900	
1,625		1,625	

特 勤	期 末	勤 勉	退 職	管理特別	処遇改善	手 当 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
8,445	572,436	330,728	45,000	3,264	7,627	1,403,888
8,445	572,436	330,728	45,000	3,264	7,627	1,403,888

計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,991,038	602,657	3,593,695	
2,991,038	602,657	3,593,695	

特 勤	期 末	勤 勉	退 職	管理特別	処遇改善	手 当 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
7,745	419,445	330,728	36,863	3,264		1,198,315
7,745	419,445	330,728	36,863	3,264		1,198,315

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	268 (368)	311,440	638,048	205,573
補正前	268 (367)	309,815	638,048	205,573
比 較	1	1,625		

※ () 外の数字は第2号会計年度任用職員の数、() 内の数字は、第1号会計年度

※ 比較欄の職員数は、第1号会計年度任用職員と第2号会計年度任用職員の合計の比較で

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	管理職 (千円)	住 居 (千円)	時間外 (千円)	宿日直 (千円)	通 勤 (千円)
	補正後		19,132			3,300		13,686
	補正前		19,132			3,300		13,686
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 容	説 明
給 料	千円	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	千円
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	
		そ の 他 の 増 減 分	
職員手当		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	
		そ の 他 の 増 減 分	

計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,155,061	187,769	1,342,830	
1,153,436	187,769	1,341,205	
1,625		1,625	

任用職員の数に記載しているものである。

ある。

特 勤	期 末	勤 勉	退 職	管理特別	処遇改善	手 当 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
700	152,991		8,137		7,627	205,573
700	152,991		8,137		7,627	205,573

	備 考		
	職員数の異動状況（会計年度任用職員除く）		
	(現に在職する職員数)	(その他)	(計)
	補正後	480人 22人	502人
	補正前	480人 22人	502人
	増 減		
	採用、退職の状況等		

専決第9号

専 決 処 分 書

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施するため、令和5年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月17日

天理市長 並 河 健

令和5年度 天理市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,015,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月17日専決

天理市長

並 河 健

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,073,585	138,240	4,211,825
	2 国庫補助金	386,042	138,240	524,282
	歳入合計	26,877,551	138,240	27,015,791

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	11,986,508	138,240	12,124,748
	2 児童福祉費	5,337,977	138,240	5,476,217
	歳 出 合 計	26,877,551	138,240	27,015,791

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

1 5 款 国庫支出金 138,240千円
 2 項 国庫補助金 138,240千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	169,144	138,240	307,384
計	386,042	138,240	524,282

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	138,240	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金	3,240
		子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	135,000

2 歳 出

3 款 民生費

138,240千円

2 項 児童福祉費

138,240千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	千円 0	千円 138,240	千円 138,240	千円 138,240	千円	千円	千円
				国庫支出金 138,240			
計	5,337,977	138,240	5,476,217	138,240	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 134	会計年度任用職員報酬	千円 134
3 職員手当等	250	時間外勤務手当	250
4 共済費	23	社会保険料	23
8 旅費	13	費用弁償	13
10 需用費	215	消耗品費	200
		印刷製本費	15
11 役務費	357	通信運搬費	126
		手数料	231
12 委託料	2,200	子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料	2,200
17 備品購入費	48	庁用器具費	48
18 負担金補助及び交付金	135,000	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	55,000
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	80,000

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	502 (637)	311,574	2,430,771	1,404,138
補正前	502 (636)	311,440	2,430,771	1,403,888
比 較	0 (1)	134		250

※ () 内の数字は、会計年度任用職員の数に記載しているものである。

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	管理職 (千円)	住 居 (千円)	時間外 (千円)	宿日直 (千円)	通 勤 (千円)
	補正後	37,322	132,131	63,696	35,991	119,643	100	47,755
	補正前	37,322	132,131	63,696	35,991	119,393	100	47,755
	比 較					250		

内訳

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	502		1,792,723	1,198,565
補正前	502		1,792,723	1,198,315
比 較				250

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	管理職 (千円)	住 居 (千円)	時間外 (千円)	宿日直 (千円)	通 勤 (千円)
	補正後	37,322	112,999	63,696	35,991	116,343	100	34,069
	補正前	37,322	112,999	63,696	35,991	116,093	100	34,069
	比 較					250		

明 細 書

計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
4,146,483	790,449	4,936,932	
4,146,099	790,426	4,936,525	
384	23	407	

特 勤	期 末	勤 勉	退 職	管理特別	処遇改善	手 当 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
8,445	572,436	330,728	45,000	3,264	7,627	1,404,138
8,445	572,436	330,728	45,000	3,264	7,627	1,403,888
						250

計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,991,288	602,657	3,593,945	
2,991,038	602,657	3,593,695	
250		250	

特 勤	期 末	勤 勉	退 職	管理特別	処遇改善	手 当 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
7,745	419,445	330,728	36,863	3,264		1,198,565
7,745	419,445	330,728	36,863	3,264		1,198,315
						250

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	268 (369)	311,574	638,048	205,573
補正前	268 (368)	311,440	638,048	205,573
比 較	1	134		

※ () 外の数字は第2号会計年度任用職員の数、() 内の数字は、第1号会計年度

※ 比較欄の職員数は、第1号会計年度任用職員と第2号会計年度任用職員の合計の比較で

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	管理職 (千円)	住 居 (千円)	時間外 (千円)	宿日直 (千円)	通 勤 (千円)
	補正後		19,132			3,300		13,686
	補正前		19,132			3,300		13,686
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 容	説 明
給 料	千円	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	千円
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	
		そ の 他 の 増 減 分	
職員手当	250	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	
		そ の 他 の 増 減 分	250

計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,155,195	187,792	1,342,987	
1,155,061	187,769	1,342,830	
134	23	157	

任用職員の数に記載しているものである。

ある。

特 勤	期 末	勤 勉	退 職	管理特別	処遇改善	手 当 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
700	152,991		8,137		7,627	205,573
700	152,991		8,137		7,627	205,573

	備 考		
	職員数の異動状況（会計年度任用職員除く）		
	(現に在職する職員数)	(その他)	(計)
	補正後	480人 22人	502人
	補正前	480人 22人	502人
	増 減		
	採用、退職の状況等		